

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外

一 地方裁判所は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項各号に掲げる事件について、次のいずれかに該当するときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならないものとする。こと。（第三条の二第一項関係）

1 公判前整理手続による当該事件の争点及び証拠の整理を経た場合であつて、審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又は裁判員が出頭しなければならぬと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、法第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

2 法第二条第一項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じ、かつ、裁判員に選任すべき補充裁判員がない場合であつて、その後の審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又はその期間中に裁判員が出頭しなければならぬと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、法第四十六条第二項及び同項において準用する法第三十八条第一項後段の規定による裁判員及び補充裁判員の選任のための手続の経過その他の事

情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

二 一の決定又は一の請求を却下する決定は、合議体でしなければならないものとする。ただし、当該法第二条第一項各号に掲げる事件の審判に関与している裁判官は、その決定に関与することはできないものとする。と。（第三条の二第二項関係）

三 一の決定又は一の請求を却下する決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならないものとする。と。（第三条の二第二項関係）

四 一の決定又は一の請求を却下する決定をするには、あらかじめ、当該法第二条第一項各号に掲げる事件の係属する裁判所の裁判長の意見を聴かなければならないものとする。と。（第三条の二第三項関係）

五 刑事訴訟法第四十三条第三項及び第四項並びに第四十四条第一項の規定は、一の決定及び一の請求を却下する決定について準用するものとする。と。（第三条の二第二項関係）

六 一の決定又は一の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができるとすること。この場合において、即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用するものとする。と。（第三条の二第二項関係）

第二 重大な災害に関する裁判員となることについての辞退事由の追加

重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者は、裁判員となること

について辞退の申立てをすることができるとすること。(第十六条第八号関係)

第三 非常災害時における裁判員候補者等の呼出しをしない措置

裁判所は、法第二十七条第一項本文又は第九十七条第二項の規定にかかわらず、法第二十六条第三項の規定により選定された裁判員候補者又は第九十七条第一項に規定する選任予定裁判員のうち、著しく異常かつ激甚な非常災害により、郵便物の配達若しくは収集が極めて困難である地域又は交通が途絶し若しくは遮断された地域に住所を有する者については、法第二十七条第一項又は第九十七条第二項の規定による呼出しをしないことができるものとする。(第二十七条の二、第九十七条第五項関係)

第四 裁判員等選任手続における被害者特定事項の取扱い

一 裁判官、検察官、被告人及び弁護人は、刑事訴訟法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつた事件の裁判員等選任手続においては、裁判員候補者に対し、正当な理由がなく、被害者特定事項(同条第一項に規定する被害者特定事項をいう。以下同じ。)を明らかにしてはならないものとする。(第三十三条の二第一項関係)

二 裁判長は、一に規定する裁判員等選任手続において裁判員候補者に対して被害者特定事項が明らかにされた場合には、当該裁判員候補者に対し、当該被害者特定事項を公にしてはならない旨を告知するものとする。(第三十三条の二第二項関係)

第三十三条の二第二項関係)

三 二の規定による告知を受けた裁判員候補者又は当該裁判員候補者であつた者は、裁判員等選任手続において知

つた被害者特定事項を公にしてはならないものとする。 (第三十三条の二第三項関係)

第五 附則

- 一 この法律の施行期日について定めること。 (附則第一項関係)
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。 (附則第二項関係)